

○島根県環境審議会条例

平成 6 年 7 月 15 日
島根県条例第 21 号

島根県環境審議会条例をここに公布する。

島根県環境審議会条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 43 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として設置する島根県環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 12 条例 1・平 16 条例 1・一部改正)

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

(平 12 条例 51・平 16 条例 1・一部改正)

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

(専門調査委員)

第 7 条 審議会に、専門の事項を調査させるために必要があるときは、専門調査委員若干人を置くことができる。

2 専門調査委員は、審議会が推薦した者について、知事が任命する。

3 専門調査委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 6 年 8 月 1 日から施行する。

(島根県公害対策審議会条例の廃止)

2 島根県公害対策審議会条例(昭和 44 年島根県条例第 47 号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日以後最初に開かれる審議会の会議は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、知事が招集するものとする。

(島根県公害防止条例の一部改正)

4 島根県公害防止条例(昭和 45 年島根県条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成 12 年条例第 1 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年条例第 51 号)

この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則(平成 16 年条例第 1 号)

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の規定は、公布の日から施行する。